

飯島賢二の『恐縮ですが・・・一言コラム』

第 131 回 2 兆円規模の増税へ～平成 18 年与党税制改正大綱発表

2006.1.8

昨年の 12 月に、自民・公明両党は平成 18 年度の税制改正大綱をまとめた。それによると国・地方合わせて、2 兆円規模の増税になり、大綱決定を受け、政府は今年の通常国会に関連法案を提出する予定である。今回はその主な改正案を述べてみたい。

1999 年に導入された定率減税は、2007 年（来年）1 月に所得税分、同 6 月に個人住民税分をそれぞれ打ち切り、全廃する。これだけで例えば年収 700 万円の夫婦と子供 2 人の世帯の場合、2005 年比で約 8 万 2 千円の年間負担増となる。

小生、なくてはならぬ「たばこ」が上がる。1 本 1 円、1 箱で 20 円値上げ、今年の 7 月 1 日から、ロングピース 1 箱 300 円になる。これは大変だと思いつつ、たぶん「たばこ」はやめないだろう。もう一つの必需品は日本酒である。今年 5 月から、なっ、なんと、清酒は 1 リットル当たり 20.5 円引き下げの予定、これはもう、うれしい限りである。しかし「第 3 のビール」やワインは増税とし、酒税全体ではわずかに減税となる見込みである。

「三位一体改革」に伴う地方への税源移譲のため、所得税、地方税の個人住民税の税率組み替えも実施される。住民税率は 10% に統一して増税、所得税は 5～40% の 6 段階に変える形での減税が大綱で決定された。

震災対策として従来 of 損害保険料控除を廃止、新たに「地震保険料控除」を新設、所得控除として所得税（最高 5 万円）と個人住民税（同 2 万 5 千円）から差し引くことができる。また、耐震改修費用の一部を軽減する「耐震リフォーム減税」は、所得税から最高 20 万円を税額控除するという新設、これは、うれしい思いで受け入れたい。

法人税減税は、期限切れの IT 投資減税を、情報管理を強化した「システム投資減税」に衣替え、減税規模を 1/5（約 1 千億円）に縮小される。さらに個人情報保護の観点から、毎年楽しみ(?)にしていた「長者番付」(高額納税者公示制度)は廃止されるようである。

あまり話題になっていないが、相続税の物納制度の抜本改正も見逃せない。その主な内容は、「物納不適格財産の明確化」「物納手続の明確化」「物納申請の許可に係る審査期間の法定」の 3 点である。

まず、申請する以前に、物納できない財産を明確化したこと。例えば、抵当権が設定されている不動産、境界が不明確な土地等は「物納不適格財産」とし、また、市街化調整区域内の土地、無道路地等を「物納劣後財産」として検討を要し、その決定を税務署長に委ねた、つまり物納申請を却下することができるとした。そして、期間短縮が強く求められていた審査期間は、物納申請期限から 3 ヶ月以内に行うと明確化した。

恐らく現国会の与野党勢力図から言えば、この与党案は間違いなく通るだろう。いよいよ、今年を皮切りに、消費税率アップを含めた増税時代に突入しつつある気配である。

国を建て直すため、我々はいかなる判断・行動をすべきか、今まさに、問われている。